

32 記録の整備（基準第43条）

基準第43条により、指定知的障害者更生施設は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならぬこととしたものであること。

（1）指定施設支援に関する記録

- ① 施設支援計画書
- ② 健康管理の記録等、その提供した指定施設支援に係る記録

（2）基準第27条に係る市町村への通知に係る記録

第4章 指定特定知的障害者授産施設

第1節 人員に関する基準

1 指定特定知的障害者入所授産施設の従業者の員数（基準第45条）

（1）生活支援員

生活支援員については、指定知的障害者更生施設に準ずることとしているので、第3章第1節の1を参照されたい。

（2）指定特定知的障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第45条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を7.5で除して得た数以上とすることとしたものである。

（3）指定特定知的障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならぬこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しするところによる。

2 指定特定知的障害者通所授産施設の従業者の員数（基準第46条）

（1）生活支援員については、指定特定知的障害者入所授産施設に準ずるので、第3章第1節の1を参照されたい。

（2）指定特定知的障害者通所授産施設は、入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、基準第46条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならぬ。

（3）指定特定知的障害者通所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項に掲げる従業者に加え

て、必要な従業者を置かなければならぬこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しするところによる。

5 分場の従業者の員数（基準第47条）

- (1) 指定特定知的障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて利用者が20人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する基準第46条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を7.5で除して得た数以上とすることとしたものである。
- (2) 指定特定知的障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第47条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならぬこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しするところによる。

第2節 設備に関する基準

1 指定特定知的障害者入所授産施設の設備（基準第48条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適當な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定特定知的障害者入所授産施設の経過措置（基準附則第3条）

指定特定知的障害者入所授産施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する知的障害者入所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第48条第1項第1号の規定を適用する場合においては、居室の定員について同号イ中1の「4人」とあるのは「原則として4人」と、居室の入所者1人当たりの床面積について、同号ロ中「6.6平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

3 指定特定知的障害者通所授産施設の設備（基準第49条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適當な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

第4節 運営に関する基準

3 授産活動（基準第51条）

授産活動を実施するにあたっては、以下の事項について留意すること。

(1) 作業科目には、主として製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握し、できるだけ多数の種目を選び、入所者の意向、能力に応じて職業選択の範囲を広くすること。

(2) 授産種目について作業の内容及び特質並びに作業に必要な要件等を正確に把握し、これにより入所者が有する能力の活用を容易にするとともに作業設備、作業工具の改善に努めること。

4 工賃の支払い（基準第52条）

指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。

5 準用（基準第53条）

基準第53条の規定により、基準第10条から第43条までの規定は、指定特定知的障害者授産施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から31までを参照されたい。

第5章 指定知的障害者通勤寮

第1節 人員に関する基準

1 生活支援員（基準第55条）

生活支援員については、指定知的障害者更生施設に準ずることとしているので、第3章第1節の1を参照されたい。

2 基準第55条第3項により、指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しするところによる。

第2節 設備に関する基準

1 指定知的障害者通勤寮の設備（基準第56条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定知的障害者通勤寮の経過措置（基準附則第4条）

指定知的障害者通勤寮の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。